

新規雇用促進奨励金制度の申請手続きの流れ

STEP 1 町内に事業所を新設又は増設し、町民を新規雇用したら

操業開始から1年以内に

→ 新規雇用促進奨励金交付申請書（様式第1号）を提出

※添付書類

- ・法人の登記事項証明書又は事業開設届等の事業主であることが分かる書類の写し
- ・新規雇用対象者の雇用保険被保険者証の写し
- ・新規雇用対象者の雇用通知書等の写し
- ・調査承諾書（様式第2号） → 事業主用と新規雇用対象者用の2種類必要

○申請いただいた内容を審査し、条件を満たしていると認められる場合、新規雇用促進奨励金交付決定通知書を送付いたします。

○申請書の提出以降、新規雇用対象者の離職又は転出等があった場合

→ 新規雇用促進奨励金変更届（様式第4号）を提出

STEP 2 申請書を提出してから18か月を経過したら

経過した月の翌月末までに

→ 新規雇用促進奨励金実績報告書（様式第5号）を提出

※添付書類

- ・当該新規雇用対象者の賃金台帳等の写し又は継続して雇用していることが分かる書類

○報告いただいた内容を審査し、交付すべき金額が確定した場合、新規雇用促進奨励金確定通知書（様式第6号）を送付いたします。

18か月経過した月の数え方

（例）令和2年12月に操業開始、同月に交付申請書を提出した場合

令和3年1月を1か月目として起算するので、令和5年6月が18か月を経過する月となり、その翌月の7月末日までに実績報告書を提出することになります。

STEP 3 新規雇用促進奨励金確定通知書の送付を受けたら

→ 新規雇用促進奨励金交付請求書（様式第7号）を提出

○請求書を受理後、指定口座に奨励金を振り込みます。

注意事項

※奨励金の交付決定を受けた事業主が、事業を休止若しくは廃止し又は著しく事業を縮小したときは、奨励金の交付決定を取り消すことがあります。

※既に奨励金の交付を受けた事業主が、偽りその他不正の行為により奨励金を受けたときは、その金額の全部又は一部を返納していただきます。

申請先・問合せ先
石川県河北郡津幡町字加賀爪二3
津幡町産業建設部商工観光課
TEL: (076) 288-6120
FAX: (076) 288-6470
E-mail: shoukou@town.tsubata.lg.jp

これまでの実績

申請日	企業名	新規雇用 人数	奨励金	交付確定日	備考
H26. 10. 20	シブヤマシナリー(株)	5人	1,000,000円	H28. 5. 26	増設
H26. 10. 21	(株)榛南ツバタ	5人	1,000,000円	H28. 9. 26	新規
H30. 4. 26	(株)三谷フーズ	5人	1,000,000円	H元. 10. 9	新規

市町	対象要件	助成金額	備考
かほく市	<ul style="list-style-type: none"> 工場等立地情勢金 本社機能移転助成金 本社機能移転助成金（工場等併設型） 上記助成金を受けた企業	1人につき50万円	
七尾市	<ul style="list-style-type: none"> 新設5人以上 増設3人以上 	1人につき50万円	上限2,000万円
羽咋市		新規 1人につき50万円 移転 1人につき25万円	上限3,000万円
金沢市	非正規→正規 無期 →正規 中小企業25万円 大企業20万円	有期→正規 中小企業25万円 大企業20万円 無期→正規 中小企業15万円 大企業12.5万円	<ul style="list-style-type: none"> 転換者が35歳未満の男性又は45歳未満の助成は5人まで 転換者が35歳以上の男性又は45歳以上の助成は3人まで
中能登町		1人につき50万円 <ul style="list-style-type: none"> 正規で40歳未満5万円加算 非正規→正規5万円加算 	上限100万円
能都町	U・Iターン者、新規学卒者	1人につき月5万円×6か月=30万円	1人につき月額基本給の1/3以内
能美市	新規学卒者	1人につき10万円	上限150万円